

平成 27 年度振動規制法施行状況調査の結果について

平成 29 年 1 月 31 日 (火)
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直通 03-5521-8299
代表 03-3581-3351
室長 行木美弥 (内線 6540)
係長 岩原久恵 (内線 6543)
主査 出口裕也 (内線 6548)
担当 山崎未来 (内線 6544)

都道府県等からの報告に基づき、平成 27 年度における振動に係る苦情の件数のほか、振動規制法に基づく地域指定の状況、届出件数、措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 振動に係る苦情の件数

振動に係る苦情の件数は、平成 27 年度は 3,011 件で、前年度に比べ 169 件減少しました。

苦情の内訳を見ると、建設作業が最も多く、1,961 件 (全体の 65.1%)、工場・事業場が 523 件 (同 17.4%)、道路交通が 265 件 (同 8.8%) 等でした。

(2) 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 27 年度末時点で、全国の市区町村数の 70.7% に当たる 1,231 市区町村でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場 (特定工場等) の総数は、平成 27 年度末時点で、全国で 124,698 件でした。また、同法に基づき届出された規制対象の建設作業 (特定建設作業) の総数は、40,133 件でした。

(3) 振動規制法に基づく措置の状況

平成 27 年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は 132 件でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は 111 件、報告の徴収は 22 件、振動の測定は 46 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 11 件でした。同法に基づく改善勧告及び改善命令は行われませんでした。行政指導が 121 件行われました。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情は 635 件でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は 504 件、報告の徴収は 102 件、振動の測定は 120 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 8 件でした。同法に基づく改善勧告及び改善命令

は行われませんでした。行政指導が 574 件行われました。

※平成 27 年度振動規制法施行状況調査では、平成 28 年 4 月 14 日に発生した平成 28 年熊本地震の影響により、熊本県内の一部の地域については、集計に含まれておりません。

3. 調査結果の詳細

3-1 振動に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成27年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は3,011件であった。これは、前年度(3,180件)と比べて169件(5.3%)の減少となった(図1)。

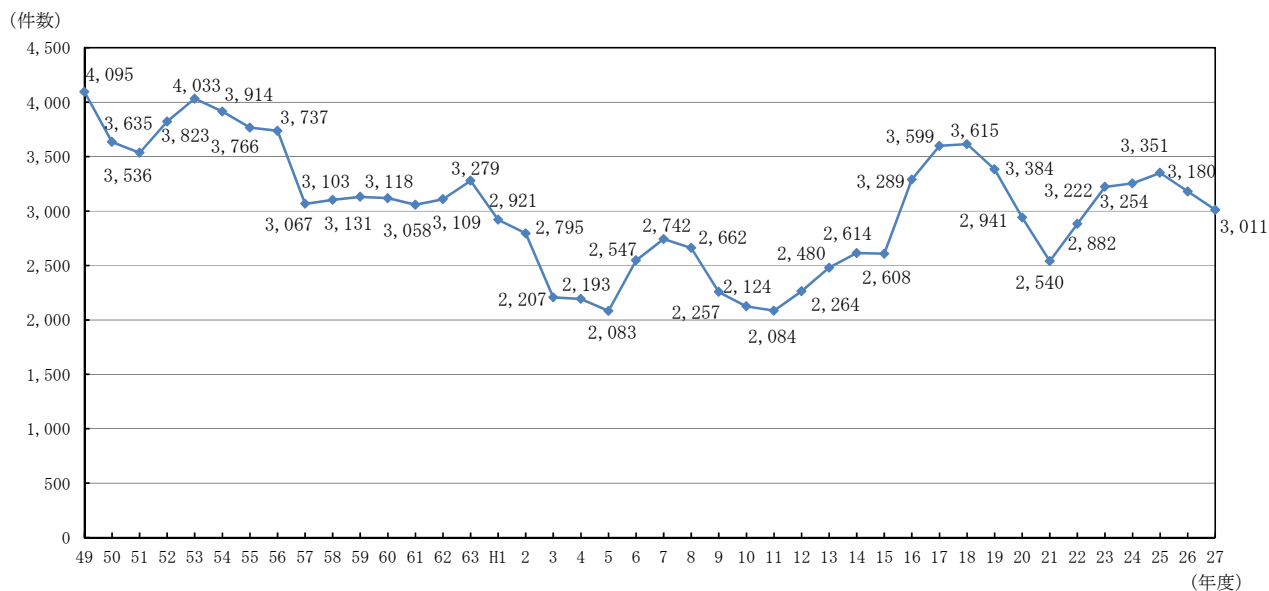


図1 振動苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成 27 年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が 1,961 件（全体の 65.1%）で最も多く、次いで工場・事業場 523 件（同 17.4%）、道路交通 265 件（同 8.8%）、鉄道 45 件（同 1.5%）の順となっている（図 2、図 3）。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 71 件（3.5%）、工場・事業場に係る苦情が 78 件（13.0%）、道路交通に係る苦情が 8 件（2.9%）、鉄道に係る苦情が 2 件（4.3%）減少した。

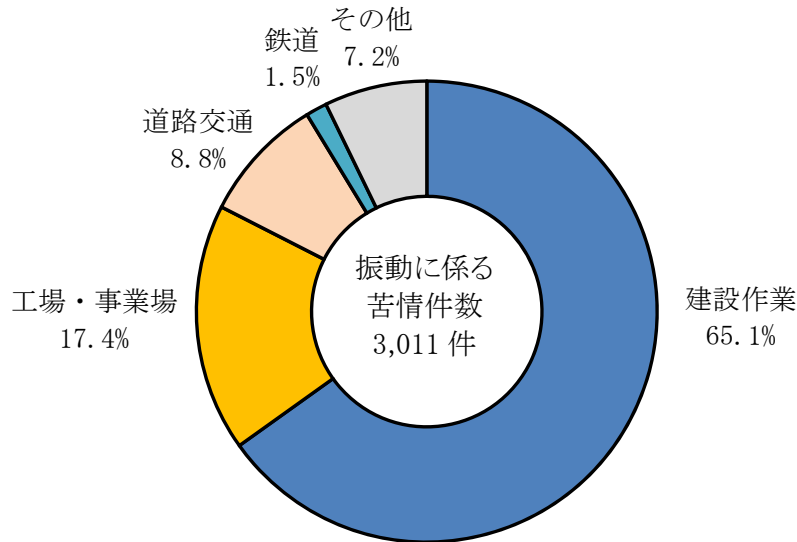


図2 苦情件数の発生源別内訳
(平成 27 年度)

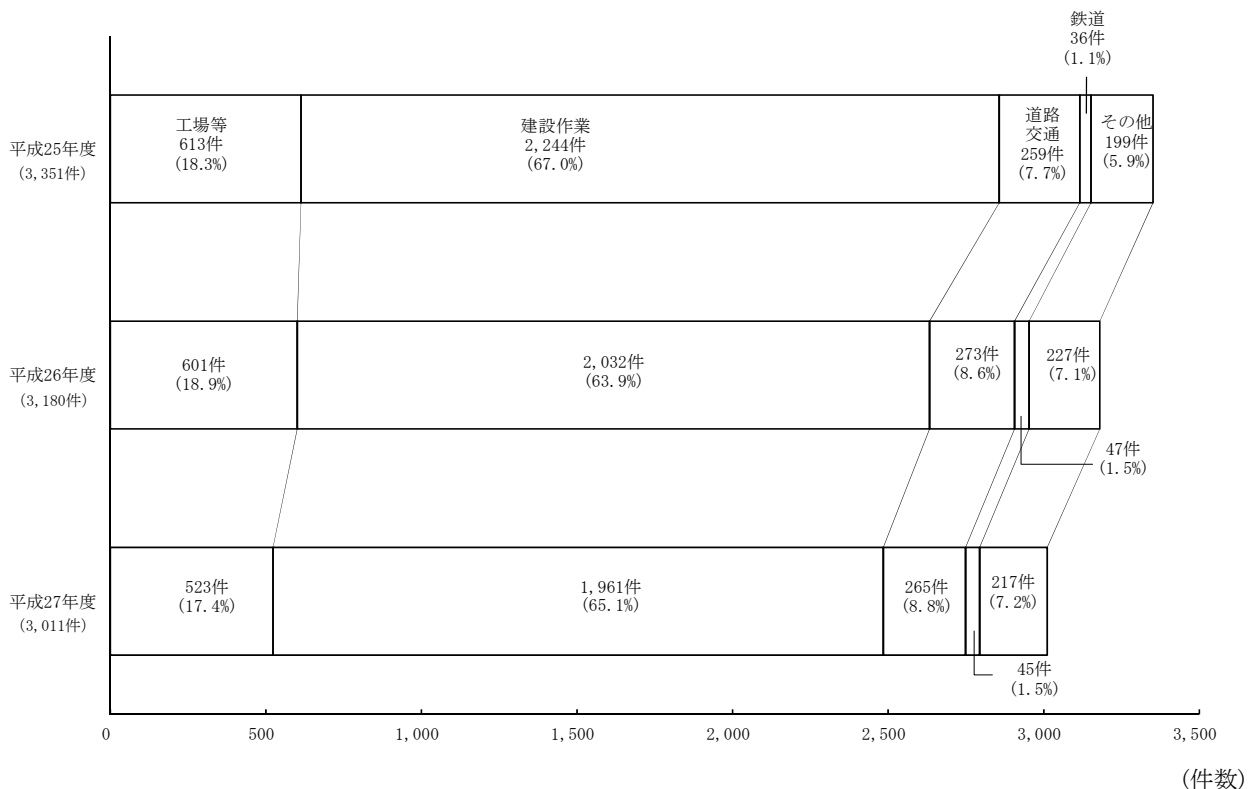


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成27年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の837件が最も多く、次いで大阪府が315件、埼玉県が267件、神奈川県が263件、愛知県が262件となっている。振動苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の64.6%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった。(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数（上位5都道府県）

		苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
		都道府県	件数	都道府県	件数
1	東 京 都	東 京 都	837	東 京 都	62
2	大 阪 府	大 阪 府	315	埼 玉 県	37
3	埼 玉 県	埼 玉 県	267	大 阪 府	36
4	神 奈 川 県	神 奈 川 県	263	愛 知 県	35
5	愛 知 県	愛 知 県	262	千 葉 県	31
	全 国	全 国	3,011	全 国 平 均	24

※人口は平成27年10月1日の総務省統計局推計人口による。

表2 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成26年度	平成27年度	増減	増減率	都道府県	平成26年度	平成27年度	増減	増減率
北海道	69	68	△1	△1.4%	滋賀県	21	14	△7	△33.3%
青森県	11	5	△6	△54.5%	京都府	37	53	16	43.2%
岩手県	11	8	△3	△27.3%	大阪府	362	315	△47	△13.0%
宮城県	39	31	△8	△20.5%	兵庫県	101	90	△11	△10.9%
秋田県	8	10	2	25.0%	奈良県	6	6	0	0.0%
山形県	1	7	6	600.0%	和歌山県	13	13	0	0.0%
福島県	16	15	△1	△6.3%	鳥取県	10	9	△1	△10.0%
茨城県	52	55	3	5.8%	島根県	5	2	△3	△60.0%
栃木県	15	18	3	20.0%	岡山県	50	27	△23	△46.0%
群馬県	40	39	△1	△2.5%	広島県	42	29	△13	△31.0%
埼玉県	308	267	△41	△13.3%	山口県	11	14	3	27.3%
千葉県	216	192	△24	△11.1%	徳島県	6	6	0	0.0%
東京都	829	837	8	1.0%	香川県	12	12	0	0.0%
神奈川県	282	263	△19	△6.7%	愛媛県	18	14	△4	△22.2%
新潟県	28	38	10	35.7%	高知県	9	4	△5	△55.6%
富山県	5	9	4	80.0%	福岡県	52	50	△2	△3.8%
石川県	10	10	0	0.0%	佐賀県	7	10	3	42.9%
福井県	8	8	0	0.0%	長崎県	4	8	4	100.0%
山梨県	4	7	3	75.0%	熊本県	25	22	△3	△12.0%
長野県	19	23	4	21.1%	大分県	12	3	△9	△75.0%
岐阜県	14	15	1	7.1%	宮崎県	14	16	2	14.3%
静岡県	70	49	△21	△30.0%	鹿児島県	22	33	11	50.0%
愛知県	263	262	△1	△0.4%	沖縄県	4	5	1	25.0%
三重県	19	20	1	5.3%	合 計	3,180	3,011	△169	△5.3%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

3-1(2)で示したとおり、平成27年度の工場・事業場に対する苦情総数523件であり、そのうち振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、132件(全体の25.2%)であった。また、建設作業に対する苦情総数1,961件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は635件(全体の32.4%)となっている(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

発生源 の種類 年 度		工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成26年度	件数	142	8	395	56	601	666	29	1,283	54	2,032
	%	23.6%	1.3%	65.7%	9.3%	100.0%	32.8%	1.4%	63.1%	2.7%	100.0%
平成27年度	件数	132	12	319	60	523	635	24	1,235	67	1,961
	%	25.2%	2.3%	61.0%	11.5%	100.0%	32.4%	1.2%	63.0%	3.4%	100.0%

3-2 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成27年度末時点で、全国の市区町村数の70.7%に当たる1,231市区町村であった(表4)。

表4 振動規制法地域指定の状況(平成27年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	790	23	745	183	1,741
振動規制法 地域指定	752	23	417	39	1,231
割合(%)	95.2%	100.0%	56.0%	21.3%	70.7%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出されている特定工場等の総数は、平成27年度末時点で124,698件で、前年度(126,535件)より1,837件(1.5%)減少している(表5)。また、特定施設の総数は827,133件で前年度(853,616件)より26,483件(3.1%)減少している(表6の②)。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として圧縮機を届け出ているものが35.0%と最も多く、次いで、金属加工機械が30.4%、織機が14.2%の順となっている(表6の①)。

特定施設の届出数の内訳をみると、金属加工機械が31.6%、織機が28.2%、圧縮機が24.3%とこれら3施設で全体の8割以上を占めている(表6の②)。

表5 特定工場等総数の最近の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特定工場等総数	129,547	126,535	124,698
対前年度比 (増減率)	2,682 (2.1%)	△3,012 (△2.3%)	△1,837 (△1.5%)

表6 法に基づく届出件数(平成27年度末現在)

①特定工場等総数			②特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	37,885	30.4%	金属加工機械	261,426	31.6%
圧縮機	43,625	35.0%	圧縮機	201,168	24.3%
土石用破砕機等	4,070	3.3%	土石用破砕機等	19,700	2.4%
織機	17,762	14.2%	織機	233,585	28.2%
コンクリートブロックマシン等	798	0.6%	コンクリートブロックマシン等	2,411	0.3%
木材加工機械	2,293	1.8%	木材加工機械	4,276	0.5%
印刷機械	9,806	7.9%	印刷機械	36,325	4.4%
ロール機	656	0.5%	ロール機	3,741	0.5%
合成樹脂用射出成形機	6,687	5.4%	合成樹脂用射出成形機	58,614	7.1%
鋳造型機	1,116	0.9%	鋳造型機	5,887	0.7%
計	124,698	100.0%	計	827,133	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成27年度中の特定建設作業実施届出件数は40,133件(前年度38,803件)であり(表7)、その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業が33,284件(同32,874件)、くい打機等を使用する作業が5,058件(同5,035件)の順となっており、これらが大部分を占めている(表8)。

表7 特定建設作業件数の最近の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特定建設作業届出件数	40,406	38,803	40,133
対前年度比 (増減率)	2,265 (5.9%)	△1,603 (△4.0%)	1,330 (3.4%)

△は減少を示す。

表8 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	5,058	12.6%
鋼球を使用して破壊する作業	994	2.5%
舗装版破砕機を使用する作業	797	2.0%
ブレーカーを使用する作業	33,284	82.9%
計	40,133	100.0%

3-3 振動規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

3-1 (4) に示すとおり、平成 27 年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は 132 件（前年度 142 件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査が 111 件（同 132 件）、報告の徴収が 22 件（同 28 件）、振動の測定が 46 件（同 63 件）であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは 11 件（同 14 件）であり、改善勧告及び改善命令は 0 件（同 0 件）だった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が 121 件（同 124 件）行われた（表 9）。

表9 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	平成26年度	平成27年度
立入検査	132	111
報告の徴収	28	22
振動の測定	63	46
（うち基準超過）	14	11
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	124	121
（参考）苦情件数	142	132

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

3-1 (4) に示すとおり、平成 27 年度の振動規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は、635 件（前年度 666 件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査 504 件（同 535 件）、報告の徴収 102 件（同 138 件）、振動の測定 120 件（同 147 件）であった。測定の結果、基準を超えていたものは 8 件（同 9 件）であり、改善勧告及び改善命令は 0 件（同 0 件）だった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が 574 件（同 575 件）行われた（表 10）。

表10 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	平成26年度	平成27年度
立入検査	535	504
報告の徴収	138	102
振動の測定	147	120
（うち基準超過）	9	8
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	575	574
（参考）苦情件数	666	635

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

平成 27 年度の振動規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情は 237 件（前年度 233 件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、振動の測定が 62 件（同 79 件）であり、測定の結果、要請限度を超えていたものは 0 件（同 3 件）であった。また、都道府県公安委員会に対する要請及び道路管理者に対する要請は 0 件（同 0 件）だった。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が 11 件（同 6 件）、道路管理者に対する措置依頼が 114 件（同 101 件）行われた（表 11）。

表11 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	平成26年度	平成27年度
振動の測定	79	62
（うち要請限度超）	3	0
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への要請	0	0
要請以外の公安委員会への措置依頼	6	11
要請以外の道路管理者への措置依頼	101	114
（参考）苦情件数	233	237

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。